

前期繰越分に係る調整前連結税額超過構成額に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名
----------------------------	------------------	-----

別表六の二(二十五)付表 平三十・四・一以後終了連結事業年度分

措法第68条の15の7第1項各号の該当号等	連結事業年度又は事業年度		当期税額控除可能額	調整前連結税額超過構成額
			1	2
第6号	：	：	① 別表六の二(十)「30」 円	円
	：	：	② 別表六の二(十)「31」	
		計	③	
第7号	：	：	④ 別表六の二(十一)「31」	
	：	：	⑤ 別表六の二(十一)「32」	
	：	：	⑥ 別表六の二(十一)「33」	
	：	：	⑦ 別表六の二(十一)「34」	
		計	⑧	
第14号	：	：	⑨ 別表六の二(十八)「30」	
	：	：	⑩ 別表六の二(十八)「31」	
		計	⑪	
第15号	：	：	⑫ 別表六の二(十九)「31」	
	：	：	⑬ 別表六の二(十九)「32」	
		計	⑭	
平成30年改正前の第5号	：	：	⑮ 別表六の二(八)「30」	
	：	：	⑯ 別表六の二(八)「31」	
		計	⑰	
震災特例法第25条の2第3項、第25条の2の2第3項又は第25条の2の3第3項	：	：	⑱ 別表六の二(二十三)「36」	
	：	：	⑲ 別表六の二(二十三)「37」	
	：	：	⑳ 別表六の二(二十三)「38」	
	：	：	㉑ 別表六の二(二十三)「39」	
		計	㉒	

## 別表六の二（二十五） 附表の記載の仕方

この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の7第1項から第5項まで《法人税の額から控除される特別控除額の特例》（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の4第1項《連結法人の法人税

の額から控除される特別控除額の特例》の規定により読み替えて適用する場合があります。）又は平成30年改正前の措置法第68条の15の7《法人税の額から控除される特別控除額の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。